

報告第2号

令和5年度事業報告

【総務部】

1 総括

恒常的な事業として、「司法書士試験合格者説明会」「入会希望者の登録面接」等の自治に関する事業及び「会館・事務局の整備」「会員への文書配信」等の福利等に関する事業については、例年どおり実施した。また、熊本地方法務局及び熊本県土地家屋調査士会との合同意見交換会(通称「三者検討会」)を定期的で開催し、主に登記事務処理の円滑化に関する意見交換を行った。

また、新会館建設事業は、第78回定時総会で承認を受けた新会館建設設計施工計画に基づき作業を進め、竣工に至った。

その他、会員に対する苦情への対応を行うとともに、熊本地方法務局からの法違反調査事業につき当該事業を受託し非司排除活動の充実に努めた。

2 自治に関する事業

(1) 司法書士試験合格者入会説明会

令和5年11月17日(金)、試験合格者4名に対する説明会を会館において行った。

本会をはじめ、政治連盟熊本会、公共嘱託登記司法書士協会、リーガルサポート熊本支部、熊本県青年司法書士会から組織・設立趣旨等について説明し、本会からは、加えて新人研修、特別研修、入会・登録手続等について説明を行った。

(2) 登録時の面接及び登録証交付式の運営

令和5年度の入会者は11名であった。新入会者については、入会登録申請時に面接し事務所開設時の注意点、業務姿勢、報酬明示等について説明・指導し、連合会登録後に役員・支部長立会のもとに厳粛に登録証交付式を行った。

(3) 会員証の更新

令和5年8月末日をもって有効期限が満了するため、会員証の更新手続きを迅速かつ円滑に行うとともに事務局における更新作業の負担を軽減することを目的として、「会員証更新手続きの事務要領」を一部改正するとともに、更新作業を行った。

(4) 会員名簿の発行

令和5年10月24日現在での会員名簿を作成し、発行した。

(5) 会則・諸規則の整備

ア 個人会費及び法人会費の見直しのため、「熊本県司法書士会会則」を一部改正した。

イ 犯収法第8条の疑わしい取引の届出義務の代替措置として、「熊本県司法書士会会則」を一部改正した。

ウ 上記イの改正を受けて、特別事件報告書に関し必要な事項を定めるため、「熊本県司法書士会特別事件報告書に関する規則」を制定した。

エ 司法書士倫理が司法書士行為規範に改正されたことを受け、「熊本県司法書士会会員の業務広告に関する規則」を一部改正した。

オ 司法書士倫理が司法書士行為規範に改正されたことを受け、「熊本県司法書士会会員の業務広告に関する運用指針」を一部改正した。

カ 会員証の記載事項の見直しのため、「熊本県司法書士会会員証及び司法書士会徽章に関する規程」を一部改正した。

(6) 司法書士業務賠償責任保険

令和6年3月6日(水)、事故処理委員会を開催し、業務賠償責任保険の申請の有無等について損害保険会社の委員より報告を受け、その後、保険内容等について協議をした。

(7) 紛議調停委員会

紛議調停委員会は開催されなかった。

(8) 非司法書士排除活動

非司排除活動については、法務局の法違反調査の委嘱を受け、支局毎に令和5年11月14日(火)から15日(水)の間で、調査を行った。その後、本会にて各支部からの調査結果に基づき、取りまとめて法務局長宛て報告した。

その他、非司活動と疑われる事案がなかったため、非司排除委員会は開催していない。

(9) 綱紀調査

令和5年度においては、法務局からの調査依頼等に基づき新たに調査を委嘱した事件はなかった。

会員から綱紀調査委員長に対して情報提供があったため、委員会にて審議を行った。その結果、熊本県司法書士会綱紀調査委員会規則第2条第2号の会長に対する建議はされなかった。

(10) 苦情処理

令和5年度の苦情の申し出等については、事務局に対して電話及び書面で31件あり、主に総務部が窓口となり対応した。この内、6件について苦情申出人と面談を行い、3名の対象会員から事情の聞き取りを行った。

3 福利等に関する事業

(1) 会館・事務局の機能の充実と整備

新会館への引っ越しを行うにあたって必要な整備を行った。また、会員への貸出用図書の整備を行い、必要に応じた検索システムや電子書籍等の導入を行った。

(2) 情報伝達

電子配信の会員数は、令和6年3月末日現在で316名中301名、約95.3%(前年度約94.1%)の会員に利用していただいている。また、配布時間の無い会員周知依頼文書については、速やかな情報伝達手法として、ホームページ上の「お知らせ」欄を活用した。その他、ホームページの更新を順次行った。今後もホームページ掲載情報の工夫等更なる充実を図って行きたい。

今後も社会情勢の変化に伴い配送料が値上げされる可能性があり、仮に値上げされれば

これまで以上に通信費用がかかることになる。会員の更なる理解と協力を得るべく、努力を継続していきたい。

(3) 会員間の親睦

令和5年11月12日(日)、阿蘇グリーンヒルカントリークラブにおいて「会員親睦ゴルフコンペ」を開催し、15名の参加があり、親睦をはかった。

4 新会館建設に関する事業

(1) 新会館建設設計施工計画の工事計画スケジュールに基づき、期間内に新会館の建設、旧会館の解体及び外構工事が完了し、引渡しを受けた。

(2) 令和5年11月25日(土)、新会館の竣工に伴い、「熊本県司法書士会新会館竣工記念式典」及び「内覧会」を開催した。

5 諸団体、諸機関との交流及び協同

(1) 三者検討会における熊本地方法務局(不動産登記部門、法人登記部門)、熊本県土地家屋調査士会との協議 令和5年7月27日(木)、11月16日(木)、令和6年2月20日(火)

主に登記事務処理の円滑化に関する方策について協議した。

(2) 家事関係機関との連絡協議会 令和5年12月18日(月)

家庭裁判所において、後見等申立事件に関する運用状況及び留意事項等並びに成年後見制度利用促進の取り組み状況について、関係団体との協議を行った。

(3) 熊本県専門士業団体連絡協議会(司法書士会、弁護士会、税理士会、行政書士会、社会保険労務士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、公認会計士協会)

令和5年度は熊本県弁護士会が主管して、11月23日(木)に合同無料相談会をくまもと県民交流館パレアで開催した。

(4) 熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム

熊本県弁護士会、熊本県社会福祉士会と本会の三者から構成する熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チームに対し、会員を派遣して活動支援を継続した。

(5) 六者協議会 令和6年1月24日(水)

本会、政治連盟熊本会、公共嘱託登記司法書士協会、リーガルサポート熊本支部、熊本県青年司法書士会、本会熊本支部との協議会を開催し、次年度の事務委託費及び助成金等について協議した。

6 その他

(1) 受託団等

ア 独立行政法人福祉医療機構の登記については、受託件数32件(前年度48件)、独立行政法人住宅金融支援機構の登記については、受託件数15件(前年度26件)であった。

イ 熊本市からの死亡人遺留金処理に係る相続財産管理人選任申立書作成等業務については、受託はなかった(前年度1件)。

ウ 熊本市からの空家等の所有者等調査業務については、受託はなかった(前年度0件)。

エ 熊本地方裁判所からの所有者不明土地管理人等の推薦依頼を受け、当会備付の各種財産管理人候補者名簿を活用し、14件推薦した。

オ 熊本家庭裁判所からの不在者財産管理人、相続財産清算人及び未成年後見人の推薦依頼を受け、当会備付の各種財産管理人候補者名簿を活用し、86件推薦した。

(2) その他情報収集等

○第88回日司連定時総会 (令和5年6月22日(木)、23日(金))

東京都渋谷区:渋谷ヒカリエ ヒカリエホール)

○第78回九B定時総会 (令和5年6月3日(土)、4日(日)) 長崎市:ホテルニュー長崎)

○九B理事会(4回)

○九B各県部長連絡協議会 (令和5年9月2日(土)、3日(日))大分市:ホテル日航大分オアシスタワー)